

	基 発 第 0601001 号	改 正	基 発 0331 第 17 号
	平 成 18 年 6 月 1 日		平 成 26 年 3 月 31 日
改 正	基 発 第 0206001 号	改 正	基 発 0421 第 2 号
	平 成 19 年 2 月 6 日		平 成 26 年 4 月 21 日
改 正	基 発 第 0331005 号	改 正	基 発 0702 第 3 号
	平 成 20 年 3 月 31 日		平 成 26 年 7 月 2 日
改 正	基 発 第 0331025 号	改 正	基 発 0512 第 6 号
	平 成 21 年 3 月 31 日		平 成 27 年 5 月 12 日
改 正	基 発 0904 第 2 号	改 正	基 発 0325 第 41 号
	平 成 21 年 9 月 4 日		平 成 28 年 3 月 25 日
改 正	基 発 0428 第 4 号	改 正	基 発 0510 第 1 号
	平 成 22 年 4 月 28 日		平 成 28 年 5 月 10 日
改 正	基 発 1022 第 8 号	改 正	基 発 0622 第 3 号
	平 成 22 年 10 月 22 日		平 成 28 年 6 月 22 日
改 正	基 発 1227 第 1 号	改 正	基 発 0421 第 17 号
	平 成 22 年 12 月 27 日		平 成 29 年 4 月 21 日
改 正	基 発 0726 第 2 号	改 正	基 発 0514 第 40 号
	平 成 23 年 7 月 26 日		平 成 30 年 5 月 14 日
改 正	基 発 0406 第 4 号	改 正	基 発 0520 第 2 号
	平 成 24 年 4 月 6 日		令 和 元 年 5 月 20 日
改 正	基 発 0516 第 2 号	改 正	基 発 0930 第 1 号
	平 成 25 年 5 月 16 日		令 和 元 年 9 月 30 日
改 正	基 発 0731 第 6 号	改 正	基 発 0609 第 1 号
	平 成 25 年 7 月 31 日		令 和 2 年 6 月 9 日
改 正	基 発 1105 第 1 号		
	平 成 25 年 11 月 5 日		

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具の支給について

義肢等補装具の支給については、昭和56年2月6日付け基発第69号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」の別添「労働福祉事業実施要綱」により実施してきたところであるが、今般、別添のとおり「義肢等補装具費支給要綱」を定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。